

令和8年度(2026年度)実施の組織改正について

1 報告趣旨

令和8年度(2026年度)に実施を予定している組織改正について報告する。

2 組織体制変更の目的

八王子未来デザイン2040に掲げる都市像の実現に向け、より質の高いサービスを柔軟に展開できる高効率で働きやすい市役所組織を構築するため。

3 変更内容(新旧組織機構図は別紙のとおり)

(1) 市長公室、総合経営部、総務部、契約資産部、財政部(7月施行)

政策推進・立案機能の充実、持続可能な財政運営の維持、職員力の向上を図るとともに、市民サービスの充実に向けて事業部門へのサポート体制を強化するため、「総合政策部」「総務部」及び「財務部」の3部に再編する。

ア 総合政策部の設置

市民の声やデータに基づき、法務・DXとの連携を強化することで、政策の企画・立案の強化を図る。あわせて法務DX担当部長を配置する。

イ 政策推進課の設置(都市戦略課、統計調査課、経営計画課の統合)

データに基づく政策形成と推進を総合的に担う。

ウ 外務渉外課の設置（秘書課、広報プロモーション課及び広聴課の統合）

社会情勢や八王子市を取り巻く環境に迅速かつ的確に対応し、外部の団体や市民などとの調整・交渉・折衝を通じて合意形成を図る。

エ 公文書法制課の設置（公文書管理課と法制課の統合）

公務、組織におけるコンプライアンスを全庁的に強化し、法的妥当性の確保と公文書管理の適正運用を一体的に推進する。

オ 総務部の再編

職員を育成し、働きやすく働きがいのある職場づくりを人事、組織、定数、安全衛生及び庁舎管理機能の観点から一体的に行う。また、相互牽制とリスク分散の観点から、契約課を総務部に移管する。あわせて、総務管理担当部長を配置する。

カ 職員課の再編（職員課と労務課の統合と組織・定数管理事務の移管）

労務管理と人事管理及び組織・定数管理機能を一元化するとともに、職員の手当等の適正化や服務規律の徹底を総合的に推進する。

キ 財務部の設置

公共施設マネジメントをはじめとした行財政改革を推進し、健全な財政運営を維持していく。あわせて、改革推進担当部長を配置する。

ク 改革推進課の設置（経営改革課と資産管理課の統合）と建築課の財務部への移管

施設整備や更新に関する技術的な視点で公共施設マネジメントをはじめとする行財政改革を推進する。

(2) 生活安全部（4月施行、7月施行）

ア 消費生活センターを市民部より移管（4月施行）

消費者行政と生活安全施策を一体的に推進し、地域の安全・安心の向上を図る。

イ 防犯課を暮らしの安全課に名称変更（7月施行）

交通安全教育を防犯施策と一体的に推進するため、道路交通部の交通安全に関する事務を防犯課に移管する。

(3) 市民部（4月施行、7月施行）

ア 消費生活センターを生活安全部へ移管（4月施行・再掲）

イ 市民課の再編（7月施行）

市民サービスの中長期的な展開を踏まえ、機動的かつ効果・効率的な執行体制を構築するため、市民総務課、市民課、浅川地域事務所、由木地域事務所、元八王子地域事務所及び北野地域事務所を統合して市民課とする。地域事務所に関しては、それぞれ東部及び西部で統括する担当課長を配置する。

(4) 福祉部（7月施行）

ア 共生社会推進課（福祉政策課の名称変更）

重層的支援体制整備事業において、福祉相談窓口の拠点化などを推進するとともに、地域共生社会の実現に向けた、多機関協働事業のさらなる強化や、避難行動要支援者支援業務・福祉避難所の整備などといった福祉的視点による災害対策の強化を図る。

イ 高齢者福祉部門の再編（高齢者いきいき課、高齢者福祉課及び介護保険課の統合）

高齢化率の上昇に伴い生じた「8050 問題」などの課題が複雑化・深刻化することを防ぐため「予防を重視した福祉行政」を推進し、必要なケアを必要とする人に確実に提供し続けるべく、柔軟かつ効率的なマネジメント体制の構築を図る。

ウ 生活福祉部門の再編（生活自立支援課ほか3課の統合）

各種業務の連携強化及び一体的な実施による効果・効率的な支援体制の構築を図るため、生活自立支援課、生活福祉総務課、生活福祉地区第一課及び生活福祉地区第二課を統合し、生活支援課とする。あわせて、生活福祉担当部長を生活支援担当部長に改める。

(5) 子ども家庭部（4月施行）

ア 教育保育・発達支援課の設置

発達支援の推進・充実に向けて、保健・医療・福祉・教育の関係機関と連携したワンストップ型の一元的相談体制を構築する。

イ 子どもの教育・保育推進課と保育幼稚園課の統合

部内の類似業務を整理し効率化を図ることで、さらなる幼児教育・保育サービスの向上を図る。

(6) 産業振興部（7月施行）

経済の好循環をより一層強化し、消費を含めた経済活動をとらえた産業振興を図るため、部の名称を「経済産業部」に改める。あわせて、日本遺産の推進も含め、分野横断的に地域資源を活用し、新たな価値の創出、ブランド化を図ることで稼げる地域づくりを目指すため、価値デザイン担当部長を配置する。

ア 産業振興課に名称変更

引き続き産業振興施策を所掌する部としての位置づけ及び産業政策全般を担う部署として明確にする。

イ 農林振興・獣害対策課の設置（農林課と獣害対策課の統合）

農林業の振興と獣害対策を一体的かつ効果的に推進し、都市農業の一層の発展を目指す。

ウ 商業観光課の設置

中心市街地活性化、商業、観光及び MICE を一体的に推進するため、中心市街地活性化に関する事務を観光課に移管し、分野横断的に地域資源を活用し、より一層にぎわいを創出する産業振興を図る。

(7) 都市計画部、拠点整備部、まちなみ整備部、道路交通部（7月施行）

中長期的課題である技術系職員の減少への対応とともに、都市づくりの一体的・効率的な推進の実現に向けて、政策立案を担う「都市計画部」、事業推進を担う「建設部」及びまちづくりを支援する「まちなみ整備部」の3部に機能別に再編する。あわせて、都市計画部に交通政策担当部長、建設部に維持管理担当部長及び拠点整備担当部長を配置する。

ア 都市計画課の設置（都市総務課にまちなみ景観課並びに都市計画課及び土地利用計画課の一部事務を統合）

都市計画審議会の事務を分掌し、社会資本整備交付金事業及び政策に基づくまちづくり調整を一元化する。

イ 都市政策課の設置（土地利用計画課に都市計画課及び住宅政策課の政策立案に関する一部事務を統合）

都市計画マスタープランの施策体系に基づく政策立案機能を強化する。

- ウ 交通政策課の設置（交通企画課に路政課及び計画課の一部事務を統合）

中長期の都市づくりにおいて重要度が高まっている交通政策を着実かつ円滑に推進するため、交通企画課に交通事業課のはちバスに関する事務、路政課の無電柱化事業に関する一部事務及び計画課の都市計画道路の事業化に関する一部事務を統合する。
- エ 道路計画課の設置（路政課に計画課及び水路管理課の一部事務を統合）

道路・水路に関する建設事業における計画・用地取得のプロセスを統合して効率化を図る。
- オ 道路管理課の設置（管理課に、路政課、水路管理課、計画課、交通事業課及び拠点整備部の一部事務を統合）

インフラ老朽化対応並びに道路・水路及び交通施設の財産管理・維持管理を一元化するため、管理課に路政課の道路アドプトや市道認定等に関する一部事務、水路管理課の維持管理に関する一部事務、計画課と水路管理課の財産管理に関する一部事務、交通事業課の市営駐車場・自転車対策に関する事務並びに拠点整備部の道路及び道路施設の維持管理に関する一部事務を統合する。
- カ 公園課の移管（まちなみ整備部から建設部への移管）

道路、公園、水路に関する事業については、事業実施主体としての性格が強いことから、事業推進機能を担う建設部に一元化する。
- キ 拠点整備課の設置（市街地整備課、都市整備課及び集いの拠点整備課の統合）

PFI等の官民連携事業、旭町・明神町地区周辺まちづくりや高尾駅周辺整備事業等の民間の事業推進など、多様な拠点整備事業を着実かつ円滑に推進するため、市街地整備課、都市整備課及び集いの拠点整備課を統合し、拠点整備課に改める。
- ク 住宅支援課の設置（住宅政策課を名称変更）

住宅政策課の政策立案に関する一部事務の都市政策課への統合により、市営住宅の提供、空き家対策及び市民向けの住宅関連の補助金事業を総合的に推進するため、住宅政策課を住宅支援課に改める。
- ケ 開発指導課の設置（開発指導課に開発審査課及び土地利用計画課の一部事務を統合）

開発指導・審査業務の効率化による市民サービスの向上を図るため、開発指導課に開発審査課を統合し、土地利用計画課の市街化調整区域の土地利用調整に関する一部事務を統合する。

(8) 学校教育部（7月施行）

ア 教育指導課の再編（学務課と教育指導課の統合）

特別な支援を必要とする児童・生徒や不登校の児童・生徒への対応を一体的に進め、迅速かつ効果的な支援体制の構築に加え、指導主事と係わりの深い業務をより効率的に進める。あわせて、特別支援・情報教育担当課長を特別支援教育担当課長に改める。

イ 情報教育担当課長の廃止

教育指導課の再編により、情報教育担当業務を教育総務課に移管する。

(9) 生涯学習スポーツ部（7月施行）

ア 生涯学習課の設置

生涯学習施策を一体的に推進するため、生涯学習政策課、学習支援課及びこども科学館を統合する。

イ スポーツ振興課の再編

スポーツ施策と施設運営を一体的に推進するため、スポーツ施設管理課をスポーツ振興課に統合する。

4 施行日及び周知

(1) 施行日

令和8年（2026年）4月1日及び7月1日

(2) 市民への周知（予定）

広報はちおうじ4月1日号、6月15日号及びホームページで周知